

国立大学法人東京学芸大学外国人教師退職手当規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 26 号

改正（施行）平 31 則 9 (31. 2. 7)

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。）第 3 条第 6 号の規定に基づき雇用され、又は同規則第 8 条の 2 の規定に基づき無期雇用契約に転換した本学の外国人教師（以下「外国人教師」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給制限）

第 2 条 外国人教師のうち、次に掲げる各号の 1 に該当するときは、退職手当は支給しない。

- (1) 勤続期間が 3 年未満で退職（死亡による退職を除く。）した場合
- (2) その者の非違により退職した場合
- (3) 退職し、退職の日またはその翌日に再び外国人教師となった場合

（退職手当の計算）

第 3 条 外国人教師の退職手当の額の計算については、常勤職員の例に準じて計算した額とする。

（勤続期間の計算）

第 4 条 勤続期間の計算は、外国人教師として引き続いた在職期間による。

2 前項の在職期間は、外国人教師となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 第 2 条第 3 号に該当するときは、引き続き在職したものとみなす。

4 前 2 項により計算した在職期間に 1 年未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。ただし、在職期間が 1 年未満で死亡した場合はこれを 1 年とみなす。

（遺族の範囲および順位）

第 5 条 退職手当の支給を受ける遺族の範囲および順位は、常勤職員の例による。

（その他）

第 6 条 退職手当の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に東京学芸大学外国人教師であった者で、施行日に引き続き外国人教師となる者（以下「承継外国人教師」という。）の在職期間については、第 4 条の規定にかかわらず、外国人教師として引き続いたものとみなすものとする。
- 3 承継外国人教師には、平成 18 年 3 月 31 日までに退職する場合は、従前の例により退職手当を支給するものとする。